

## 2019 司法書士オープン【総合編②】 記述式(商業登記)

### 採点講評

#### 第1欄 商号変更による設立の登記（平成31年4月1日申請分）

##### 1 登記の事由

特例有限会社が商号中に「株式会社」の文字を使用する定款の変更をすることにより通常の株式会社に移行する事案でした。この場合、通常の株式会社について設立の登記の、特例有限会社について解散の登記の申請書をそれぞれ作成し、これら2つの申請は同時に行わなければなりません。本問では、そのうち、通常の株式会社の商号変更による設立の登記の申請書の記載事項のみが問われていました。

上記2つの登記（以下「移行の登記」といいます。）の登記申請期間は、定款変更の決議の日を初日として計算されるため、登記の事由には、この日を記載すべきことを多くの方が正しく理解されているようで、平成31年3月20日という正しい日付が記載されていました。ただし、「有限会社ファースト」や「株式会社エースワン」などの文字が入っている記載が散見されました。簡潔に「年月日商号変更による設立」の振り合いで書けばよい点は、（日付の記載を要しない点を除き）「組織変更による設立」や「種類変更による設立」と同様です。

##### 2 登記すべき事項

個々の登記事項（商号・目的などの定款記載事項、役員の資格氏名等）について通常の変更の登記のように「平成31年4月1日変更」、「平成31年4月1日就任」また「平成31年4月1日設定」のように原因年月日付きで記載しており、「設立の登記」の形式によることへの理解不足が窺われる答案が目立ちました。商号変更による設立の登記の申請書の登記すべき事項の記載が通常の設定（発起設立、募集設立）と異なるのは、会社成立の年月日の記載を要すること、登記記録に関する事項の記載が単に「設立」では足りないことの2点だけです。個々の登記事項に原因年月日の記載をする必要がないことは、通常の設定の登記と同じです。

また、新たに起こされる株式会社の登記記録に記録される必要がない事項の記載は、全て不要です。具体的には、移行と同時に任期満了により退任したり辞任したりする役員の退任や、移行と同時に廃止される定められた廃止について記載する必要はありません。上で述べた変更年月日や就任年月日の記載のある答案では、併せて「平成31年4月1日取締役C辞任」等の記載がされていることが多かったですが、このような記載は不要です。

他方、注意したいのは、特例有限会社が通常の株式会社に移行するといっても、商号変更前後で、広い意味では株式会社であることに変わりはないということです。ですか

ら、たとえば、特例有限会社の役員は、商号変更の前後で引き続き在任中であれば、何ら選任手続を経ずにそのまま商号変更後の株式会社の役員です（本問の代表取締役である取締役Bがこれに当てはまります）。登記手続についても、株式会社における通常の変更の登記を申請する場合と同じになることがあります。たとえば、代表者の選定に関する書面に係る商業登記規則 61 条 6 項の規定による印鑑証明書の添付は、通常の設定の登記や組織変更による設定の登記では適用外なので不要ですが、商号変更による設定の登記の申請書では必要になる場合があります（本問では移行に際し代表取締役がBのまま変わっていなかったの考える必要がありませんでした）。また、上で取締役C辞任の旨を設定の登記の申請書の登記すべき事項に記載することを要しないと述べましたが、当該設定の登記に実質的には退任の登記が含まれるため、Cの辞任を証する書面の添付（商登法 54 条 4 項）は必要とされます。

本問の別紙 1 の商号変更前の特例有限会社の登記記録の記載に引きずられたのか、取締役・監査役の住所を記載し、代表取締役については氏名しか記載していない答案が散見されました。特例有限会社の役員と通常の株式会社の役員の登記事項の違いは重要ですから、見直しておいてください（整備法 43 条）。

登記記録に関する事項（「平成 3 1 年 4 月 1 日有限会社ファーストを商号変更し、移行したことにより設立」）の記載については、日付を申請日とすることや、商号変更し、移行したことにより設立の旨を書くことはみなさんよく出来ていましたが、特例有限会社の商号に加えて本店を記載してしまっている答案が目立ちました。商号変更による設立の登記では本店の記載が要らない点、同時に申請される商号変更による解散の登記の登記すべき事項（登記記録に関する事項）においては「平成 3 1 年 4 月 1 日東京都新宿区東町一丁目 1 番 1 号株式会社エースワンに商号変更し、移行したことにより解散」の要領で本店の記載が要ることと比較して覚えておいてください。これは、移行の登記（商号変更による設立と解散の登記）だけでなく、組織変更による設立と解散の登記、種類変更による設立と解散の登記についても当てはまることです（本稿の補足を参照してください）。

### 3 課税標準金額及び登録免許税額

移行と同時に資本金の額の増加（準備金の資本組入れ）を行っている事案でした。特例有限会社の資本金の額が 300 万円であったところ、増加する資本金の額は 1700 万円だったので、商号変更後の株式会社の資本金の額は 2000 万円です。課税標準金額は、設立の登記における資本金の額を記載すればよいので、2000 万円でしたが、1700 万円と記載している答案が多数見受けられました。300 万円の部分には 1000 分の 1.5 の軽減税率を適用し、1700 万円の部分には 1000 分の 7 の税率を適用して計算することになりますが、2000 万円の全部について軽減税率を適用している答案（登録免許税額金 3 万円）など、登録免許税額を正確に算出できていない答案が多数でした。既に述べたように特例有限会社は広義の株式会社ですから、通常の株式会社（非公開会社・非取締役会設置会社）

とだいたい同じ手続で（ただし、整備法 14 条 3 項による特別決議の要件の違いに注意）、「募集株式の発行」、「準備金の資本組入れ」又は「剰余金の資本組入れ」等による資本金の額の増加を行うことができます。これらの行為の効力発生日を移行の登記の申請日と同期させれば、商号変更による設立の登記の申請書の登記すべき事項における資本金の額は増資後の資本金の額となるので、その額は商号変更直前の資本金の額を超えるのです。この場合、商号変更直前の資本金の額に相当する部分の税率を 1000 分の 1.5、これを超える部分の税率を 1000 分の 7 としてそれぞれ計算した上、合算したものが登録免許税額となることを押さえておいてください。なお、商号変更による設立の登記に実質的に含まれている増資以外の変更の登記の分（定額課税となる役員変更登記分や登記事項変更分など）の登録免許税額を加算する必要はないことにも注意してください。

#### 4 添付書面

定款、株主総会議事録、株主リスト、そして準備金の額が計上されていたことを証する書面などは正解されている答案がほとんどでした。次のような不要な書面を記載している答案が目立ちました。

- ① 取締役の就任承諾書及び印鑑証明書
- ② 監査役の本人確認証明書
- ③ 資本金の額の計上に関する証明書

①について、商号変更後の通常の株式会社の唯一の取締役（代表取締役）Bは、移行と同時に退任するわけではないので、就任承諾書は不要ですし、これに係る商業登記規則 61 条 4 項の規定による印鑑証明書も不要です。仮に、移行とともに退任し、同時に就任する場合だったとしても、就任承諾書は必要ですが、再任なので印鑑証明書は不要です。次に、②について、監査役Dは、移行とともに退任し、同時に就任する場合なので、就任承諾書は必要でしたが、再任なので本人確認証明書は不要です。

③については、まず、資本金の額の計上に関する証明書は、移行と同時的な増資がない場合において、商号変更による設立の登記の申請書の添付書面とされてないことを押さえてください（直前の資本金の額は特例有限会社の登記記録から明らかです）。ただし、募集株式の発行と同時に移行する場合は、実質的に募集株式の発行による変更の登記が含まれるため、この書面を添付します。本問のように移行と同時に準備金（又は剰余金）の資本組入れにより増資がある場合は、減少に係る準備金（又は剰余金）の額が計上されていたことを証する書面が添付されれば足り、資本金の額の計上に関する証明書の添付を要しない点、通常、準備金（又は剰余金）の資本組入れの登記を申請する場合と同じことです。

### 第 2 欄 通常の株式会社（非取締役会設置会社）の変更の登記（平成 31 年 7 月 1 日申請分）

#### 1 役員の変更

第 1 欄の商号変更による設立の登記の申請書に取締役 B の就任承諾書を添付した場合、

B就任の日を移行の登記の日である平成 31 年 4 月 1 日と捉えていることとなりますが、Bは、その日以降も引き続き任期中ですから、その添付を要しなかったことは既に述べたとおりです。B就任の日は移行の登記の日ではなく、特例有限会社の登記記録に記録されている平成 26 年 6 月 20 日であり、登記官は、職権でこの日を記録します。本問の平成 31 年 6 月 26 日開催の定時株主総会は、Bの選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関するものなので、Bは同日任期満了退任します。この点を見落とし取締役Bに関する変更の登記を解答していない答案が多数ありました。

定時総会后、取締役Bと新たに選任された取締役EとでEを代表取締役とする旨を定めていますが、定款に代表取締役の選定は取締役の互選による旨の規定はなかったので、この決定は効力を生じません。Eのみ代表取締役に就任させ、代表取締役Bを退任させている答案が散見されましたが、非取締役会設置会社における代表取締役の選定について取締役の互選によることができるのは、そのような定款の定めがある場合に限られることを意識してください。これに対し、複数の取締役の一部を株主総会の決議で代表取締役に定めることについては、何ら定款の定めがなくても可能です（会社法 349 条 3 項の「定款の定めに基づく」は、「又は」の後の「株主総会の決議」にかかっていません）。

## 2 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定

よく書けていました。

## 3 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定

日付を 7 月 1 日とするミスが散見されましたが、平成 31 年 6 月 26 日に決議されており、決議によって直ちに定款変更の効力を生じている事案でした。

## 4 添付書面

定款の添付がない答案が多数ありました。過半数には不足するが、3分の1以上の議決権（300 個中 130 個）を有する株主が出席して開催された株主総会において、①取締役及び監査役の選任決議並びに②定款変更の特別決議がされている事案でした。定款に別段の定めがなければ、定足数の不充足によりこれらの決議は成立していないこととなります。しかし、別紙 3 の定款には、①及び②のいずれについても定足数を 3 分の 1 まで緩和する定めがありました。当該定めを明らかにするため定款の添付が必要でした。

## 第 3 欄 登記することができない事項

株主総会の決議事項に係る登記事項について、定足数の不充足を理由に登記できないとする答案が散見されました。過半数の議決権を有する株主の出席がないこと、しかし、定款の定めで緩和された定足数は充足していることについては上で述べたとおりです。

第 1 欄の登記すべき事項において監査役の会計限定の定めを記載したことの帰結ですが、この定めがあることを理由に、取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定を登記できないとする答案が多数ありました。

補足

【設立の登記申請書の記載事項のポイント】

	登記の事由	登記すべき事項の一部	
		会社成立の年月日	登記記録に関する事項
A	平成〇年〇月〇日発起設立 の手續終了	申請書には書かない。	設立
B	平成〇年〇月〇日募集設立 の手續終了	申請書には書かない。	設立
C	設立の手續終了	申請書には書かない。	設立
D	平成〇年〇月〇日新設合併 の手續終了	申請書には書かない。	(本店 1)(商号 1)及び(本店 2)(商号 2)の合併により設立
E	平成〇年〇月〇日新設分割 の手續終了	申請書には書かない。	(本店)(商号)から分割によ り設立
F	平成〇年〇月〇日株式移転 の手續終了	申請書には書かない。	設立
G	組織変更による設立	組織変更前の会社の登記記 録上の会社成立の年月日と 同じ日を書く。	平成〇年〇月●日(商号)を 組織変更し設立
H	種類変更による設立	種類変更前の持分会社の登 記記録上の会社成立の年月 日と同じ日を書く。	平成〇年〇月●日(商号)を 種類変更し設立
I	平成〇年〇月〇日商号変更 による設立	商号変更前の特例有限会社 の登記記録上の会社成立の 年月日と同じ日を書く。	平成〇年〇月●日(何某有限 会社)を商号変更し、移行し たことにより設立

A及びBが株式会社の通常の設定、Cが持分会社の通常の設定。DからFまでは新設型組織再編。

表の説明

① 「会社成立の年月日」の記載の要否及びその日付について

実体上新たな法人格が成立する場合は、AからCまで及びDからFまでです。これに  
対し、GからIまでについては、「設立の登記」という形式によるものの、会社の登記簿  
の種別が変更されるだけであり、法人格が連続しています。必ず同時にされる「解散の  
登記」も、合併による解散などとは異なり、実体上法人格の消滅や清算手続の開始を伴  
う解散を登記するものではありません（解散事由・清算開始事由に関する会社法 471 条・  
475 条参照）。

今回出題された商号変更による設立の登記申請書における「会社成立の年月日」の記  
載の要否及びその具体的な日付は、この点と結びつけると理解しやすいです。まず、A  
からCまで及びDからFまでのように新たな法人格の成立がある場合には、申請人にお

いて、会社成立の年月日を申請書に記載することを要しません。これらの場合の会社成立の年月日は、登記官の職権で、登記の日付をもって記録されます（商登準則 60 条）。

これに対し、変更の前後で法人格が連続している G から I までの場合、解散の登記によって閉鎖されることになる変更前の会社の登記記録上の会社成立の年月日と同一の日付をもって、会社成立の年月日を設立の登記の申請書に記載します。商号変更等による設立の登記及び解散の登記は、たとえば言えば、同一人が、ある国（有限会社登記簿）から別の国（株式会社登記簿）に国籍を変更するようなものであり、このことによって、その人の生年月日（会社成立の年月日）までが変わるわけではないからです。

② 「登記の事由」「登記記録に関する事項」での日付の記載の要否及びその日付について

「登記の事由」における年月日の記載を要するものには、例外なく登記申請期間の起算点を入れます。なお、C は持分会社の通常の設定の登記であって登記申請期間は法定されていないので、年月日の記載は不要です。また、G 及び H については、「登記記録に関する事項」に現れる年月日（効力発生日）が登記申請期間の起算点となるので、登記の事由に重ねて記載する必要はないことになります。

I の特例有限会社から通常の株式会社への移行の登記については、「登記の事由」及び「登記記録に関する事項」の双方に年月日を入れる点で特殊ですが、それらは異なる日付です。具体的には「登記の事由」に登記申請期間の起算点である商号変更の決議の日、「登記記録に関する事項」に登記申請日をそれぞれ記載します。このことは、「登記の事由」については、登記申請期間の起算点を入れる点で、I と同じく登記により効力を生じる A 及び B 並びに D ないし F のグループと同様であり、「登記記録に関する事項」については、効力発生日を記載する点で、G・H の組織変更・種類変更と同様である、と覚えればよいでしょう。

【設立の登記と同時にすべき解散の登記の申請書の記載事項のポイント】

	登記の事由	登記記録に関する事項
D	合併による解散	※(本店 1) (商号 1) と合併して(本店 3) (商号 3) を設立し解散 ※(本店 2) (商号 2) と合併して(本店 3) (商号 3) を設立し解散
G	組織変更による解散	平成〇年〇月●日(本店) (商号) に組織変更し解散
H	種類変更による解散	平成〇年〇月●日(本店) (商号) に種類変更し設立
I	商号変更による解散	平成〇年〇月●日(本店) (何某株式会社) に商号変更し、移行したことにより解散 ※※

※ 申請書には日付の記載を要しないが、登記記録には、新設合併の効力発生日、すなわち、新設合併の設立の登記をした日をもって日付が記録される。

※※ 申請書に登記申請日をもって解散年月日を記載する。ただし、申請書を郵送する方法により申請する場合において登記申請日が確定しないときは、解散年月日を記載しなくてもよい。この場合、登記記録には、商号変更による移行の効力発生日（登記申請日）をもって日付が記録される。